

岐阜県公報

号 外 (三) 平 成 二 十 年 四 月 一 日

目 次

教育委員会規則

○岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則

(教 職 員 課)

一〇

○岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則

(同)

一〇

教育委員会告示

○岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーの管理運営事務の委任

(同)

一〇

教育委員会規則

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 田 島 一 男

岐阜県教育委員会規則第七号

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県教育職員免許法施行規則（昭和三十七年岐阜県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

付表第一イ及びロを次のように改める。

付表第 1

イ 〔 法別表第 3
施行規則第11条 (同条第 1 項の表備考第 3 号及び第 4 号を除く。)、第13条及び第14条 〕

受けようとする免許状			幼稚園教諭 1 種免許状							
有することを必要とする免許状			幼稚園教諭 2 種免許状							
必要とする在職年数			5	6	7	8	9	10	11	12
最低修得単位数			45	40	35	30	25	20	15	10
最低修得単位数に含めない科目の単位数	教科に関する科目（小学校の 6 教科（国語、算数、生活、音楽、図画工作、体育）のうち 1 以上を含む。）		4	4	3	3	2	2	1	1
	教職に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	2	2	2	2	1	1	1	1
		教育課程及び指導法に関する科目	6	5	5	4	3	2	2	1
		選 択	12	11	9	8	9	8	6	5
		計	20	18	16	14	13	11	9	7
	教科又は教職に関する科目		6	5	5	4	4	3	3	2
受けようとする免許状			幼稚園教諭 2 種免許状							
有することを必要とする免許状			幼稚園助教諭臨時免許状							
必要とする在職年数			6	7	8	9	10	11	12	13
最低修得単位数			45	40	35	30	25	20	15	10
最低修得単位数に含めない科目の単位数	教科に関する科目（小学校の 6 教科（国語、算数、生活、音楽、図画工作、体育）のうち 1 以上を含む。）		5	4	4	3	3	2	2	1
	教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	2	2	2	2	1	1	1	1
		教育の基礎理論に関する科目	4	4	3	3	2	2	1	1
		教育課程及び指導法に関する科目	12	11	10	9	7	6	5	4
		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	2	2	2	2	1	1	1	1
		選 択	10	8	7	5	7	5	4	2
		計	30	27	24	21	18	15	12	9
受けようとする免許状			小学校教諭 1 種免許状							
有することを必要とする免許状			小学校教諭 2 種免許状							
必要とする在職年数			5	6	7	8	9	10	11	12
最低修得単位数			45	40	35	30	25	20	15	10

最低修得単位数に含まれない科目の単位数	教科に関する科目			4	4	3	3	2	2	1	1		
	教職に関する科目	教育の基礎理論に関する科目			2	2	2	2	1	1	1	1	
		教育課程及び指導法に関する科目	各教科（音楽、図画工作又は体育のうち1以上を含む。）の指導法			6	5	5	4	3	2	1	1
			道徳の指導法			1	1	1	1	1	1	1	1
			選 択			1	1						
			計			8	7	6	5	4	3	2	2
		選 択			11	10	9	8	8	7	6	4	
		計			21	19	17	15	13	11	9	7	
	教科又は教職に関する科目			5	5	4	4	3	3	2	2		
受けようとする免許状				小学校教諭2種免許状									
有することを必要とする免許状				小学校助教諭臨時免許状									
必要とする在職年数				6	7	8	9	10	11	12	13		
最低修得単位数				45	40	35	30	25	20	15	10		
最低修得単位数に含まれない科目の単位数	教科に関する科目			4	4	3	3	2	2	1	1		
	教職に関する科目	教職の意義等に関する科目			2	2	2	2	1	1	1	1	
		教職の基礎理論に関する科目			4	4	3	3	2	2	1	1	
		教育課程及び指導法に関する科目	各教科（音楽、図画工作又は体育のうち2以上を含む。）の指導法			12	11	10	9	8	7	6	4
			道徳の指導法			1	1	1	1	1	1	1	1
			選 択			1	1						
			計			14	13	11	10	9	8	7	5
		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目			4	4	3	3	2	2	1	1	
		選 択			5	3	4	2	3	1	1		
		計			29	26	23	20	17	14	11	8	
	教科又は教職に関する科目			2	2	2	2	1	1	1	1		
受けようとする免許状				中学校教諭1種免許状									
有することを必要とする免許状				中学校教諭2種免許状									
必要とする在職年数				5	6	7	8	9	10	11	12		
最低修得単位数				45	40	35	30	25	20	15	10		

最低修得単位数に含まれない科目の単位数	教科に関する科目		10	9	8	7	6	5	4	3	
	教職に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	2	2	2	2	1	1	1	1	
		教育課程及び指導法に関する科目	道徳の指導法	1	1	1	1	1	1	1	1
			選 択	7	6	5	4	4	4	4	2
			計	8	7	6	5	5	5	5	3
		選 択	6	5	5	4	4	2	1	1	
		計	16	14	13	11	10	8	7	5	
	教科又は教職に関する科目		4	4	3	3	3	3	2	2	
受けようとする免許状			中学校教諭 2 種免許状								
有することを必要とする免許状			中学校助教諭臨時免許状								
必要とする在職年数			6	7	8	9	10	11	12	13	
最低修得単位数			45	40	35	30	25	20	15	10	
最低修得単位数に含まれない科目の単位数	教科に関する科目		10	9	8	7	6	5	4	3	
	教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	2	2	2	2	1	1	1	1	
		教育の基礎理論に関する科目		4	4	3	3	2	2	1	1
		教育課程及び指導法に関する科目	教科の指導法	2	2	2	2	1	1	1	1
			道徳の指導法	1	1	1	1	1	1	1	1
			選 択	1	1	1	1	1	1	1	1
			計	4	4	4	4	3	3	3	3
		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		4	4	3	3	2	2	1	1
		選 択	7	5	5	3	4	2	2		
		計	21	19	17	15	12	10	8	6	
	教科又は教職に関する科目		4	4	3	3	2	2	1	1	
受けようとする免許状			高等学校教諭 1 種免許状								
有することを必要とする免許状			高等学校助教諭臨時免許状								
必要とする在職年数			5	6	7	8	9	10	11	12	
最低修得単位数			45	40	35	30	25	20	15	10	
最低修得教	教科に関する科目		10	9	8	7	6	5	4	3	
		教職の意義等に関する科目	1	1	1	1	1	1	1	1	
		教育の基礎理論に関する科目	4	4	3	3	2	2	1	1	

単位にまねばならない科目の単位数	職に関する科目	教育課程及び指導に関する科目	教科の指導法	2	2	2	2	1	1	1	1
			選 択	2	2	1	1	1	1		
			計	4	4	3	3	2	2	1	1
		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	3	2	2	2	1	1	1	1
			選 択			1		1		1	
			計	12	11	10	9	7	6	5	4
		教科又は教職に関する科目		8	7	7	6	5	4	4	3

備考

- 1 小学校教諭普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の取得方法は、国語（書写を含む。）、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の教科に関する科目のうち1以上の科目について修得するものとする。
- 2 中学校教諭普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の取得方法は、施行規則第3条の表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第2欄に掲げる科目について、幅広く修得するよう努めなければならない。
- 3 高等学校教諭普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の取得方法は、施行規則第4条の表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第2欄に掲げる科目について、幅広く修得するよう努めなければならない。
- 4 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位については、施行規則第6条第1項の表備考第12号、第13号、第14号、第15号及び第16号の規定を準用する。
- 5 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の単位の修得方法については、施行規則第6条の2第2項の規定を準用する。
- 6 高等学校教諭1種免許状の授与を受けようとする者が、施行規則第11条第1項の表備考第2号の適用を受ける場合にあっては、同号に規定する4単位に不足する単位数を教職に関する科目の単位数に加えた単位数が13単位以上の場合、施行規則第6条第1項の表第2欄に掲げる科目2単位、第3欄に掲げる科目4単位、教育課程及び指導法に関する科目4単位（教科の指導法2単位を含む。）及び生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目3単位を必修とし、残りを選択として修得するものとし、当該単位数が12単位以下の場合、当該不足する単位数を選択として修得するものとする。

口 〔法別表第3
施行規則第11条第1項の表備考第3号、第12条、第13条及び第14条〕

受けようとする免許状			幼稚園教諭 1 種免許状				
有することを必要とする免許状			幼稚園教諭 2 種免許状				
必要とする在職年数			3	4	5	6	
最低修得単位数			25	20	15	10	
最低修得単位数に含まれない科目の単位数	教科に関する科目（小学校の 6 教科（国語、算数、生活、音楽、図画工作、体育）のうち 1 以上を含む。）		2	2	1	1	
	教職に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	1	1	1	1	
		教育課程及び指導法に関する科目	3	2	2	1	
		選 択	8	7	5	5	
		計	12	10	8	7	
	教科又は教職に関する科目		6	5	4	2	
受けようとする免許状			小学校教諭 1 種免許状				
有することを必要とする免許状			小学校教諭 2 種免許状				
必要とする在職年数			3	4	5	6	
最低修得単位数			25	20	15	10	
最低修得単位数に含まれない科目の単位数	教科に関する科目		2	2	1	1	
	教職に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	1	1	1	1	
		教育課程及び指導に関する科目	各教科（音楽、図画工作又は体育のうち 1 以上を含む。）の指導法	3	2	1	1
			道徳の指導法	1	1	1	1
			選 択				
		計	4	3	2	2	
		選 択	8	7	6	4	
		計	13	11	9	7	
		教科又は教職に関する科目		5	4	3	2
受けようとする免許状			中学校教諭 1 種免許状				

有することを必要とする免許状				中学校教諭 2 種免許状				
必要とする在職年数				3	4	5	6	
最低修得単位数				25	20	15	10	
最低修得単位数に含まれない科目の単位数	教科に関する科目			6	5	4	3	
	教職に関する科目	教育の基礎理論に関する科目		1	1	1	1	
		教育課程及び指導法に関する科目	道徳の指導法		1	1	1	1
			選 択		4	4	4	2
			計		5	5	5	3
		選 択		4	2	1	1	
		計		10	8	7	5	
	教科又は教職に関する科目			4	3	3	2	
受けようとする免許状				高等学校教諭 1 種免許状				
有することを必要とする免許状				高等学校助教諭臨時免許状				
必要とする在職年数				3	4	5	6	
最低修得単位数				25	20	15	10	
最低修得単位数に含まれない科目の単位数	教科に関する科目			5	4	4	3	
	教職に関する科目	教職の意義等に関する科目		1	1	1	1	
		教育の基礎理論に関する科目		2	2	1	1	
		教育課程及び指導法に関する科目	教科の指導法		1	1	1	1
			選 択		1	1		
			計		2	2	1	1
		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		1	1	1	1	
		選 択		1		1		
		計		7	6	5	4	
	教科又は教職に関する科目			8	6	5	3	

備考 この表に規定する単位の修得方法については、付表第 1 イ備考各号の規定を準用する。

に緊密な中「小学校」や「幼稚園、小学校」に「、高等学校又は幼稚園」や「又は高等学校」になる。

付則付表第五及び付則付表第六を次のように定める。

付則付表第 5 (29年改正法附則第11項・施行規則附則第11項)			
受けようとする免許状	幼稚園教諭 2 種免許状		
有することを必要とする免許状	幼稚園助教諭臨時免許状		
基礎資格	施行法第 1 条第 1 項の表第 3 号又は第 2 条第 1 項の表第24号の 2 の該当者		
必要とする在職年数	3		
最低修得単位数	15		
最低修得単位数に満たない科目の単位数	教科に関する科目 (小学校の 6 教科 (国語、算数、生活、音楽、図画工作、体育) のうち 1 以上を含む。)		5
	教職の意義等に関する科目		1
	教育の基礎理論に関する科目		1
	教育課程及び指導法に関する科目		1
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		1
	選 択		1
	計		5
受けようとする免許状	小学校教諭 2 種免許状		
有することを必要とする免許状	小学校助教諭臨時免許状		
基礎資格	施行法第 1 条第 1 項の表第 2 号、第 3 号、第 7 号、第 8 号若しくは第 9 号又は第 2 条第 1 項の表第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号、第 9 号から第 12 号まで、第 15 号、第 15 号の 2 若しくは第 24 号の該当者		
必要とする在職年数	3		

最低修得単位数		15
最低修得単位数に満たない科目の単位数	教科に関する科目	5
	教科の意義等に関する科目	1
	教育の基礎理論に関する科目	1
	音楽、図画工作又は体育の指導法	1
	教育課程及び指導に関する科目	1
	道徳の指導法	2
教科に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	1
	計	5
	計	5
受けようとする免許状	中学校教諭 2 種免許状	
有することを必要とする免許状	中学校助教諭臨時免許状	
基礎資格	施行法第 1 条第 1 項の表第 2 号又は第 2 条第 1 項の表第 6 号、第 9 号、第 10 号、第 16 号、第 17 号、第 20 号若しくは第 20 号の 3 の該当者	
必要とする在職年数	3	
最低修得単位数	15	
最低修得単位数に含まれない科目の単位数	教科に関する科目	10

備考 教科に関する科目及び教職に関する科目の単位については、付表第 1 イ備考第 1 号、第 2 号及び第 4 号の規定を準用する。

付則付表第 6 (29 年改正法附則第 12 項・施行規則附則第 11 項)

受けようとする免許状	幼稚園教諭 2 種免許状	
有することを必要とする免許状	幼稚園助教諭臨時免許状	
基礎資格	修業年限 4 年以上の教員養成諸学校 又は専門学校卒業者	
必要とする在職年数	1	
最低修得単位数	教科に関する科目（小学校の 6 教科 （国語、算数、生活、音楽、図画工作、 体育）のうち 1 以上を含む。）	5
	教職の意義等に関する科目	1
	教育の基礎理論に関する科目	1
	教育課程及び指導法に関する科目	1
	生徒指導、教育相談及び進路指導 等に関する科目	1
	選 択	1
	計	5
総 計	10	
受けようとする免許状	小学校教諭 2 種免許状	
有することを必要とする免許状	小学校助教諭臨時免許状	
基礎資格	修業年限 4 年以上の教員養成諸学校 若しくは専門学校卒業者、施行法第 1 条第 1 項の表第 8 号該当者又は旧 大学令による学士の称号を有する者	
必要とする在職年数	1	

教科に関する科目		5
教職の意義等に関する科目		1
教育の基礎理論に関する科目		1
教職に関する科目	音楽、図画工作又は体育の指導法	1
	道徳の指導法	1
	計	2
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	1
計		5
総 計		10

備考 教科に関する科目及び教職に関する科目の単位については、付表第1イ備考第1号及び第4号の規定を準用する。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年四月一日

岐阜県教育委員会
委員長 田 島 一 男

岐阜県教育委員会規則第八号

岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県市町村立学校職員定数規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

六、七二四人	六、七三〇人
四〇〇人	三九六人
一二五人	一二四人
三九五入	三九四人
四、〇〇六人	四、〇〇一人
一九八人	二〇〇人
六〇人	五八人
二〇五人	二〇五人

を
に改める。

教育委員会告示

岐阜県教育委員会告示第四号

岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーの管理運営事務のうち、次に掲げる事項を除く

ほか、すべての事務を平成二十年四月一日付けで岐阜県産業労働観光部長に委任した。
なお、平成十七年岐阜県教育委員会告示第十一号は廃止する。

平成二十年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 田 島 一 男

1 岐阜県立国際情報科学芸術アカデミー条例（平成七年岐阜県条例第三十号）の改正及び廃止に関すること。

2 岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーの管理運営に関する規則（平成七年岐阜県教育委員会規則第十六号）の改正及び廃止に関すること。

平成二十年四月一日印刷
平成二十年四月一日発行

発 行 者
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯 尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐 阜 文 芸 社
定価 一 年 四八、〇〇〇円（送料共（消費税二、二八六円を含む））